

## **[事案 29-214] 配当金支払等請求**

・平成 30 年 2 月 2 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時に説明を受けた内容と実際の支払い額が異なることから、説明どおりの金額の支払いまたは既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 63 年 3 月に契約した終身保険について、(1)保障設計書に記載されている金額を支払うか、または(2)欠陥商品を販売したものであるため、既払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書に記載された、積立配当金累計額、一括受取金および年金年額は、いずれも記載額の支払いが約束されたものではない。
- (2)設計書等において、積立配当金累計額等については変動の可能性がある、支払いが約束されたものではないことが明記されており、募集人からも、これらの金額は変動するものであることを前提とした説明がされていた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は実施しなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載された金額の支払いを内容とする契約が成立したとは認められず、本商品が欠陥商品であったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。